## 山西 弘朗 Hiroaki Yamanishi

## 戦後の統治者の交代と社会混乱

1945 (昭和 20) 年、日本が連合国によるポツダム宣言を受諾し、長く続いた第二次世界大戦が終わった。この戦争により多くの尊い人命が失われたが、また、それまでに獲得した植民地を失うこととなった。

1895 (明治 28) 年に日清戦争の講和条約である下関条約によって初めて植民地となった台湾も、ようやく 50 年にわたる日本統治が終焉を迎えることとなった。

日本に代わって台湾を統治することになった中華民国は、国 民政府主席の蒋介石が陳儀を台湾省行政長官に任命し、重慶に おいて台湾省行政長官公署および台湾警備総部を設置した。こ の時、陳儀が台湾警備司令も兼務することになった。中華民国 は台湾を接収することとなり、接収要員が台湾へ渡った。この 国民政府による接収について台湾人研究者である黄智慧は「敗 戦国日本に対し、中国側は賠償を要求しなかったが、日本の 台湾総督府以下、公私有財産をもって賠償に充てることにし た」という見方を示し、その根拠として台湾省警備総司令部が 1945年10月に、設置後初めて発した通告の第1号に「日本 人の公私有財産の移動、転売、処分を禁止する」という条文が あったことを指摘している(黄、299頁)。

そして、同年10月25日には、台湾の降伏式典が台北公会堂で行われ、日本側は台湾総督安藤利吉が、中華民国側は陳儀がそれぞれ全権として出席し降伏文書に署名、台湾省行政長官公署が正式に台湾統治に着手することになった。公署は旧台北市役所(現在の行政院)に設置された。なお、台湾帰属については、日本が1951(昭和26)年のサンフランシスコ講和条約によって台湾における権利、権限及び請求権を放棄し、施政権を喪失したものの、台湾の主権の帰属について未定であるとする「台湾地位未定論」と称される主張もある。

さて、日本から中華民国への統治者の交代の時期から、台湾の社会秩序が乱れ始め、50年にわたる日本人による支配の終結による反動で、日本人に財物を強要したり、公然と日本人に暴行を加えるなど、日本人であること自体が危うい状況になった(黄、同上)。

当時の社会の混乱について、台湾の著名な歴史学者で台湾省 文献委員会の主任委員も務めた林衡道は、台北市内で日本人や その協力者と目された保正(警察官の補助を行う自治会長のよ うな役目)が街中で罵声を浴びせられたり、殴られたりする光 景を目撃したと語っている。さらに、単なる民衆による暴動で あれば、一斉に起こるとは考えにくいため、このようにまとまっ て蜂起し日本人を暴行するという事件の背景には、単純な動き ではなく組織的な関与が疑われ、裏で糸を引く指導的な立場の 人物がいたのではないかという見方を示している(林、73頁)。

終戦当時、台湾には天理教の教会が39カ所あった。これらの教会の土地と建物は、教会長がすべて日本人であったため、それらは多くの台湾人信者のお供えによるものであったにもかかわらず、日本人の財産とされ、接収の対象とされてしまった。さらに、引き続き台湾での生活を望む日本人が多かったものの、全員日本への送還、つまり引き揚げが確実になったことから、その後の台湾における天理教が存亡の危機を迎えることとなった。

台湾伝道庁は、全教会に引き揚げの通知を出した。そして、

教会の土地、建物が接収されたため、各教会の参拝の対象であった「やしろ」や、その中に収められている「自標」の多くは、各教会や伝道庁で処分されたり、焼却して昇天を願うという対応が取られた。

これは、日本人引き揚げ者が携帯できる荷物がリュック2つ に入る身の回りのものという厳しい制限があったことが大きな 理由である。また引き揚げの際に、乱雑な取り扱いがされるお それもあったためである。

多くの台湾信者を持つ嘉義東門教会では、会長後継者が対 応策として、台湾の民間信仰の寺廟のように「やしろ」の前に 木彫りの神像(「天公」と称される玉皇上帝、「太陽公」と称さ れる太陽星君、「太陰媽」と称される太陰星君)を買ってきて 並べることにした。さらに台湾人布教所長たちは田舎の寺から 観音菩薩や釈迦如来の分身である神像を借りてきて、教会に持 ち寄った。また、神像の前に香炉を置き、線香を差した(黄、 299~300頁)。しかし結局のところ、このようなカムフラー ジュをしたとしても、教会の土地と建物が日本人の財産とされ ることは免れなかった。そこで、現地の地方政府に公務員とし て勤務していた布教所長の一人が教会の留守を預かることとな り、接収された教会の土地と建物が競売に掛けられるという情 報を事前に入手し、運よく買い戻すことができたため、戦後も 教会建物と「やしろ」を残した唯一の教会となった(現会長へ の筆者の聞き取り調査による)。ちなみに、この教会の建物は 2021年に、嘉義市政府によって文化資産保存法(文化遺産保 護法)に基づく「古蹟(史跡)」として登録された。

これとは対照的な状況に陥ったのが、同じく多くの台湾人信者を持つ斗六教会であった。斗六教会では、現地の言語や文化に精通した、台湾生まれの会長後継者を戦死によって失ってしまった。会長後継者の妻子や年老いた父親は、台湾に住み続けることを希望していたが、政府の命令により引き揚げを余儀なくされることになり、着の身着のまま何とか引き揚げるという状況で、以後の対応策や教会をどのように運営していくかをきちんと話し合う余裕がなかった。

さらに、戦後は斗六教会が日本人の財産として接収され、別の用途に供されただけでなく、所属する布教所は、日本的色彩の強い宗教施設として現地の警察の監視下に置かれた。そして布教師たちは短くて3日、長い者は1カ月もの期間、警察に拘留され、日本人や日本との関係について厳しく取り調べられ、天理教の布教所を存続させることができない状況となった(山西、80~81頁)。

このように戦後の天理教を取り巻く状況について、嘉義東門 教会は宗教的迫害がほとんどなかったとされるが、斗六教会は 厳しい迫害を受けており、地域によって大きく異なっていたこ とが、その後の状況に影響を与えることとなった。

## 「参考文献]

黄智慧 (1989) 「天理教の台湾における伝道と受容」 『民族学研究』 54 (3) 292 ~ 309 頁。

山西弘朗(2011)『天理教在台湾的信仰形態之変遷:一個宗教 人類学的考察』台北:国立政治大学民族学研究科修士論文。 林衡道(1992)『林衡道先生訪問記録』台北:中央研究院近代 史研究所。